

～基本的考え方～

～かわづくり～

○河川管理者(府)が河川事業として整備
 ・治水、利水、河川環境の整備保全という目的を達成するための「河川管理施設」の整備
 ・堤防、護岸、床止め、樋門 等々
 【→河川敷地内】

～まちづくり～

○市町村や地域等による様々な施策や事業、取り組み
 ・総合計画、都市計画マスタープラン、景観保全
 ・市街地整備、区画整理、公園緑地整備
 ・地域でのまちづくり活動
 【→河川敷地を使用する場合は許可】

◎役割分担
 ◎相互に連携
 ↓
 推進のしくみづくりが必要

かわまちづくりの実現

(河川敷地の使用について)

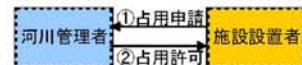
自由使用	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが何時でも自由に使用(河川利用の基本) ・河川管理や他の利用を妨げないことが原則 例)散策、水泳、つり、ボート 等々
特別使用	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理や他の利用の妨げる利用は河川法で禁止 ・公益上やむを得ないもの許可を得て使用 例)橋、道路、公園、グラウンド、取水施設 等々

- 河川法
 第24条(土地の占用の許可)、第26条(工作物の新築等の許可)
- 河川敷地占用許可準則
 占用主体:国又は地方公共団体、非営利の地域団体等
 占用施設:福利厚生施設(公園、緑地、広場、運動場、自転車道 等々)
 公共性・公益性施設(道路、鉄道、上下水道管、ガス管、電線 等々)
 その他(防災ヘリ離発着場、水防倉庫、公共水上交通船着場等々)

(河川占用の形態)

通常の占用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設毎に設置者が河川管理者の許可を得て占用(利用)
包括占用	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が河川管理者と協議して区域を定め占用 ・市町村がまちづくり計画等に沿って、具体的な利用を決定 ・市町村が河川敷地利用を主体的に判断していくための制度

(通常の占用)



(包括占用)



高水敷利活用のフロー
 (包括占用)

